



ひとりで悩まないで

11月は うつのみや DV根絶強化月間

ID 1009473

本市では、国の「女性に対する暴力をなくす運動(11月12～25日)」と「女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)」が実施される11月を「うつのみやDV根絶強化月間」と定め、DV防止や女性の人権を守る啓発活動に取り組んでいます。

この機会に、DV被害について知り、できることを考えてみませんか。

☎男女共同参画課 ☎(632)2346

男女共同参画推進センター「アコール」☎(636)4075

既婚女性の10人に1人が
繰り返しDVを受けている

DVとは、ドメスティック Domestic Violence バイオレンス の略で、配偶者や恋人などから振られる暴力のことです。

令和3年3月に、内閣府が公表した「男女間における暴力に関する調査」では、女性の約4人に1人が、配偶者からDVを受けたことがあると分かりました(下のグラフ参照)。

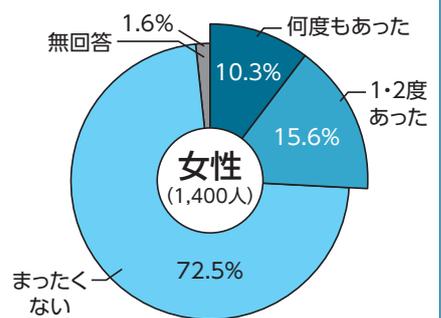
また、女性の約10人に1人が繰り返し暴力を受けた経験があるという深刻な結果が出ています。

DV被害者に与える影響

DVに見られる暴力の種類には、下の記事のようなものが挙げられます。身体的な暴力によるけがも問題ですが、心を与える影響は深刻で、うつ病や心的外傷後ストレス障害(P.T.S.D)など、精神的な影響が長く続きます。

身体的な暴力以外は、周りの人に理解されにくい上、被害者自身もそれを暴力と気付いていないことがあります。まずはご自身でチェックし、必要に応じて支援を考えてみませんか(19ページ上のDVチェックリスト参照)。

配偶者からの暴力の被害経験



▲出典 内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」令和3年3月公表

身体的な暴力

- ▼ 殴る・たたく・蹴る。
- ▼ 腕をつかむ・ひねる。
- ▼ 髪をひっぱるなど。

経済的な暴力

- ▼ 生活費を渡さない。
- ▼ デートの費用を全く払わない。
- ▼ 借りたお金を返さないなど。

精神的な暴力

- ▼ 大声で怒鳴る・馬鹿にする。
- ▼ 交友関係・人付き合いを制限する。
- ▼ 不機嫌な態度をとる・無視をするなど。

性的な暴力

- ▼ 性行為を強要する。
- ▼ 避妊に協力しない。
- ▼ 見たくないポルノビデオなどを見せるなど。

＼紫色に染まります／

宇都宮タワーライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、宇都宮タワーを紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」を実施します。

▼日時 11月18～28日、午後6時～9時。

＼理解の輪を広げよう／

DV防止啓発パネル展

▼期間 11月9日まで。

▼場所 市役所1階市民ホール。

▼内容 DV防止の啓発や啓発物品の配布など。

＼女性のための支援・相談窓口／

女性応援つながりサポート

つなサポ相談室

ちょっとした不安や悩みでも遠慮なくご相談ください。

詳しくはこちらから

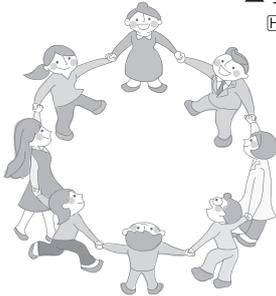
つなサポ相談室

☎090(2705)2730

▼受付時間 平日=午前9時～午後5時、土曜日=午前9時～正午。



▲つなサポ相談室 URL1



＼お気軽にお越しください／

ID 1023590

つながりサポート女性支援事業

コロナ禍において、家事や育児、仕事など、生活上の困り事を抱えたり、心が疲れてしまったりしていませんか。

女性相談所では、生理用品のお渡しもしています。ちょっとした不安や悩み、どんな小さなことでも相談してください。相談員があなたに寄り添い、一緒に考えます。

■女性相談所(アコール内) ☎(636)5731

▼電話、面接相談(要予約)

火～土曜日、午前9時～午後5時。第4土曜日は正午まで。

下のQRコードを読み込み、表示される市のページのページをスマートフォンなどで提示していただければ、声に出さなくても生理用品をお渡しします。



▲市ID

! DVチェックリスト☑

あなたは、配偶者や恋人から下のようなことをされていませんか。

1つでも心当たりがある場合は、1人で悩まず、すぐに相談窓口(下の表参照)へご相談ください。

- あなたが外出したり帰宅が遅くなったりすると怒る
- 相手は、かんしゃくを起こすと壁を殴ったり、物に八つ当たりしたり、大声で怒鳴ったりする
- あなたを平手で打ったり、蹴ったり、あざを作らせたりすることがある
- 相手は、生活費を入れない
- 相手は、あなたに性行為を強要する

1つでも心当たりがある場合は、1人で悩まずご相談ください

DVに関する相談窓口 ID 1009475

相談窓口	相談日時
配偶者暴力相談支援センター ☎(635)7751	▼電話、面接(要予約) 火～土曜日、午前9時～午後5時 第4土曜日は正午まで
とちぎ男女共同参画センター「パーティ」相談ルーム(野沢町)(配偶者暴力相談支援センター) ☎(665)8720	▼電話 月～金曜日、午前9時～午後8時 土・日曜日、午前9時～午後4時 ▼面接(要予約) 火～日曜日、午前9時～午後4時

女性相談窓口(夫婦・家庭のこと、自分の生き方など、女性のさまざまな悩み)

相談窓口	相談日時
女性相談所(明保野町・「アコール」内) ☎(636)5731	▼電話、面接(要予約) 火～土曜日、午前9時～午後5時 第4土曜日は正午まで

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月12～18日は、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

強化週間中は、女性の人権問題に詳しい人権擁護委員が、女性に対する配偶者・パートナーなどからの暴力や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、さまざまな相談について、時間を拡大して電話で受け付けます。

▼日時 11月12～18日、午前8時30分～午後7時(土・日曜日は、午前10時～午後5時)。

▼実施機関 宇都宮地方法務局 県人権擁護委員連合会 ☎0570(070)810

▼その他 強化週間以外は、「女性のための人権相談」で、相談を受け付けています。詳しくは、44ページをご確認ください。